

## 中央森林東側地区街づくり準備会 規約

### (名称)

第1条 この会は、中央森林東側地区街づくり準備会（以下、本会という。）と称する。

### (区域)

第2条 本会の街づくりの対象とする区域（以下、当該区域という）は、別紙「区域図」を概ねの区域とする。

### (目的)

第3条 本会は、当該区域に土地または建物を所有する者及び借地権を有する者（以下、地区住民等という）の意向により、街づくりの方針や計画を協議し、行政と協力してより良い街づくりを推進することを目的とする。

### (事業)

第4条 本会の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 当該区域の街づくり意識の啓発を図ること
- (2) 地区の街づくりに関する計画（街づくり方針等）の作成及び管理・運営に関すること
- (3) ルールの検討・策定及び管理・運営に関すること
- (4) 次条に定める会員相互の連絡調整に関すること
- (5) 行政との連絡調整に関すること
- (6) その他街づくりの推進に必要な活動

### (会員)

第5条 本会の会員は、当該区域内の地区住民等のうち、第3条に定める本会の目的に賛同するものとする。

### (役員)

第6条 本会に次の役員を置く。役員は会員の互選により決める。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監査 1名

2 会長は、会務を総理し、会を代表する。

- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 書記は、会の会議録ほか、必要な書類を作成する。
- 5 会計は、会の会計を掌握する。
- 6 監査は、会の会計を監査する。

(任期)

第7条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 役員の中途退任における補欠役員の任期は、前任者の残留期間とする。

(会議)

第8条 本会の会議は、総会及び例会とする。

2 総会は年1回開催し、次の事項を審議する。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

- (1) 役員の改選に関する事
- (2) 会計報告
- (3) 規約の改正
- (4) その他、会長が必要と認める事項

3 例会は必要に応じて開催する。

4 会議は会長が召集し、その議長となり、会員の過半数の出席によって成立する。

5 会議の議事は、出席者の過半数によって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会計)

第9条 本会の経費は、会費及びその他収入をもってあてる。

2 会費は必要に応じて、随時徴収する。

3 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

平成27年7月28日から施行する。